

《 目 次 》

1 いじめ防止に対する本校の考え方

- (1) 基本理念
- (2) いじめの定義
- (3) いじめの背景
- (4) いじめ防止のための組織

2 いじめの未然防止

- (1) 基本的な考え方
- (2) いじめ未然防止のための取り組み
- (3) 教育相談体制、生徒指導体制の構築
- (4) 校内研修の充実

3 いじめの早期発見

- (1) 基本的な考え方
- (2) いじめの早期発見・いじめ事案への対処の在り方
- (3) 具体的取り組み（年間計画）

4 組織対応

- (1) いじめが起きた場合の組織的対応の流れ
- (2) 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携
- (3) 保護者、地域への情報発信と連携体制

5 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
- (2) 重大事態への対処

1 いじめ防止に対する本校の考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を著しく侵害し、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、いじめ問題の対応は喫緊の重要課題であると言える。従って、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として全教育活動において、生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、児童一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導を徹底することが重要となる。本校では、教育目標「主体的に学び、人間性豊かで、たくましく生きる子どもの育成に向けて、人間形成教育を行っている。全ての児童の健全な成長のために人権教育に重点を置くものとし、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

○ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

○ 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

心理的な影響：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害状況に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

○ いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援する。

また、学校にあっては、児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

○ 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた

児童の立場に立つことが必要である。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく「学校におけるいじめの防止の対策のための組織」を活用して行う。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

（３）いじめの背景

①学校における要因

- ・少人数学級、単学級で固定化された人間関係により、見方、考え方が変わりにくい。
- ・学級、縦割り班等、集団の中で自分の考えをしっかりと伝える力が弱い。
- ・学校の中で、自己存在感、自己決定の場が十分確保できていない面がある。
- ・自己中心的な考えや、人としてはいけない事の判断力が弱い面が見られる児童がいる。

②家庭における要因

- ・基本的な生活習慣や生活態度が十分教育されていない面が見られる。
- ・思いやりや正義感、責任感、善悪の判断についての指導が徹底されていない面がある。

③地域社会における要因

- ・地域全体で子どもを育てるという意識が低下している面が見られる。

④

- ・異質なものを排除するという社会に広くみられる意識にも問題があると考えられる。
- ・社会全体に人間関係が希薄化してきている。
- ・大人の社会に見られるモラルを欠いた行動が子どもたちに影響を与えている。

（４）いじめ防止のための組織

- ① 名称：「いじめ問題対策委員会」の設置
- ② 構成員： 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭
【緊急時】 担任 【必要に応じて】 外部専門家（スクールサポーター、SSW、SC等）
- ③ 役割：

ア	学校いじめ防止基本方針の策定	イ	いじめの未然防止
ウ	いじめの対応	エ	教職員の資質向上のための校内研修
オ	年間計画の企画と実施	カ	年間計画進捗の確認
キ	各取り組みの有効性の検証	ク	緊急対応

2 いじめの未然防止

（１）基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、人権に関する知識理解および人権感覚を育む学習活動を各教科、学級活動、行事等それぞれの特質に応じ総合的に推進する必要がある。これらの活動を通して、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築けるように、全職員は目的意識を持って日々取り組まなければならない。そうすることにより、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

（２）いじめの未然防止のための取り組み

① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。また、児童に対してもホームページや学級活動などで、適宜いじめ問題について触れ、「いじめは絶対に許されることではない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

② 教育課程に位置づいた、計画的な未然防止の整備

日々の授業の中で行われる働きかけも含め、年間を通して適切に配置され、繰り返し行われる未然防止の取り組みが、「学校いじめ防止基本方針」の柱となることの共通理解のもと、適切な教育課程を編成する。

「いじめの被害者や加害者を早い段階で特定して対処する」という早期発見型ではなく、「全ての児童のいじめ被害・いじめ加害の可能性を減らしていく」という未然防止型の姿勢を大切にしていく。

日々の授業の中で、児童が互いに傷つけ合ったり、相手を馬鹿にしたりするような言動が放置されていないか、また、教師がそうした言動を軽い気持ちで行っていないか。「いじめている」という明確な自覚の有無にかかわらず、いじめと呼ぶべき行為かどうかにかかわらず、児童のトラブルが減り、児童が安心・安全に過ごせる学級や学校にしていくこと（居場所づくり）が、いじめの未然防止の第一段階である。

また、思いやりや規範意識、すなわち相手や周りを気遣おうとする態度、他者や集団との関わりを大切にしたいという意欲を育むことも大切である。道徳的な知識や人間関係のスキル以前に、そうした「思い」を育んでおかなければ、いじめの未然防止にはつながらない。

授業場面も含め、児童自らが実際に他者と関わり合う中で、絆づくりのための場づくりの場や機会を提供していくことが、いじめの未然防止の第二段階である。

(3) 教育相談体制、生徒指導体制の構築

① いじめ早期発見の取り組みとして、定期的なアンケート調査や教育相談（個人、保護者面談）の実施、相談ポストの設置、相談窓口の周知等により児童がいじめを訴えやすい体制の充実に努める。

② いじめの早期発見に向けて、市や県と連携してＳＣ等外部の専門家と必要に応じて連携を図り、学校の教育相談機能の向上に努める。

③ 市や県と連携し、子どもホットライン２４相談窓口や市の相談窓口、学校の相談窓口等の周知の徹底を図り、いじめに関する相談体制の整備に努める。

(4) 校内研修の充実

① 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、県や市教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解をはじめいじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見・いじめ事案への対処の在り方

① 学校は、休み時間や放課後の児童の様子に目を配る等して日々児童観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。また、毎月のアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

② 家庭における保護者のいじめチェック等を活用し、家庭と連携して児童を見守り、健全な成長を支援していく。

③ 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に体制を点検し、ＳＳＷやＳＣ等の利用について広く周知させることにより、児童および保護者、教職員がいじめに関して相談しやすい体制を整備する。

④ 教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。

(3) 具体的取り組み（年間計画）

月	教育活動	教育相談	保護者・校外対策	職員研修
4	○いじめ対策にかかわる共通理解【職員会議】 ○いじめアンケート月1回 学期に1回は無記名、アンケートは保存、保管する。 ○児童の情報交換 終礼	教育相談週間（毎月第2週）	○いじめ防止基本方針について説明【PTA総会・学級懇談会】 ○HP掲載 ○家庭訪問での情報交換	○いじめ防止基本方針について共通理解
5	○児童の情報交換 終礼【生徒指導交流会】 ○いじめアンケート	○教育相談強調月間・面談		
6	○いじめ・生活アンケート			いじめに関する研

	○児童の情報交換 終礼 【生徒指導交流会】			修会（スクールカウンセラー研修）
7・8	同和問題強調月間の取組 ○人権集会 ○いじめアンケート ○児童の情報交換 終礼 【生徒指導交流会】		○人権教育授業参観（全学級） ○大和中校区要保護対策連携協議会 ○いじめチェックリスト保護者へ	いじめに関する研修会
9	○いじめアンケート ○児童の情報交換 終礼 【生徒指導交流会】		○親子規範意識育成教室 3～6年	
10	○いじめアンケート ○児童の情報交換 終礼 【生徒指導交流会】	○教育相談強調月間・面談		
11	○いじめアンケート ○児童の情報交換 終礼 【生徒指導委員会】		○日曜参観 ○いじめチェックリスト保護者へ	
12	人権週間の取り組み 人権集会 ○いじめアンケート ○児童の情報交換 終礼 ○いじめ防止標語への取組		○保護者との情報交換 【個人懇談会】	
1	○いじめアンケート ○児童の情報交換 終礼 【生徒指導交流会】			
2	○いじめアンケート ○児童の情報交換終礼 【生徒指導交流会】	○教育相談週間・面談	○大和中校区要保護対策連携協議会 ○保護者との情報交換 【学級懇談会】 ○保育園等との情報交換	
3	○いじめアンケート ○児童の情報交換		○大和中との情報交換	

- 「いじめの早期発見チェックポイント」を活用して、学級担任が毎月1回のチェック日を設定し、いじめの早期発見に努める。
- 毎年5月と10月を「教育相談強調月間」と位置づけ、いじめ、不登校、その他児童の悩みの解消に努める。
- 担任は、毎日の健康観察を活用し、子どもの変化を観察するとともに、保健室への来室状況等の情報を養護教諭と共有し、連携して、早期発見に日常的に取り組む。
- 毎年4月に家庭訪問を位置づけると共に、日常的に電話や連絡帳で知らせる等、必要に応じて家庭訪問も実施し、家庭と連携して早期発見に努める。
- 校内に相談ポストを位置づけ、直接相談できない児童へも配慮した相談体制を整備する。
- S S WやS C等外部専門家との連絡調整に当たる係として教育相談担当（教頭・養護教諭）を配置し、教育相談体制の整備・充実を図る。

4 組織対応

(1) いじめが起きた場合の組織的対応の流れ



(2) 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携

① 監督官庁との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

② 出席停止・転学退学措置について

他の児童の心身の安全が保障されないなどの恐れがある場合については、いじめ防止対策委員会と生活指導部が連携し、出席停止等の懲戒処分の措置を検討する。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からだけでなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設ける事もある。また、いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守り抜くために、必要があればいじめた児童に対し転学や退学について弾力的に対応する。

③ 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や児童相談所に相談し、連携して対応する。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合は直ちに通報する場合がある。

(3) 保護者、地域への情報発信と連携体制

① いじめ防止基本方針を学校だより、ホームページ等で公開するとともに、年度初めの始業式、PTA総会等での説明の機会をつくることで、児童生徒・保護者及び地域への啓発促進を図る。

② 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。

③ 家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、家庭用リーフレットにおけるインターネットを通じて行われるいじめに関する内容を周知する。

④ 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や地域での見守

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

《いじめ防止対策推進法における定義》

28条学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者またはその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

二いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

○ 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

(例)・児童生徒が自殺を企画した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。但し、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものであるとして報告・調査に当たらなければならない。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

- 重大事態が発生した場合、直ちに学校の設置者(市→県)に、事態発生について報告する。
- 事実関係の明確化及び事態への対処・再発防止のための調査を行う。
- 学校の調査では必ずしも十分な結果が得られないと判断される場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、市教育委員会に於いて調査を行う。

(2) 調査を行うための組織

- 「いじめ問題対策委員会」を母体として、市教育委員会・県教育委員会と連携し、当該重大事態の性質に応じて適切な外部専門家を加える等の方法により組織する。
- 組織に加える専門家は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、調査の公平性・中立性を確保するように努める。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。(客観的な事実関係を速やかに調査)たとえ、不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で調査に臨むことが重要である。

(4) 調査結果の提供及び報告

《いじめ防止対策推進法における定義》

第28条第2項学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係の他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について説明する。(適時・適切な方法で経過報告)また、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報提供する。
- 調査結果は、市長に報告する。併せて、県教育委員会にも報告する。更に、いじめを受けた児童生徒又は保護者が希望する場合には、所見をまとめた文書の提供を受け、調査報告書に添付して地方公共団体の長等に送付する。

【参考・引用】

- 「福岡県いじめ問題総合対策」 平成19年2月 福岡県教育委員会
- 「柳川市いじめ問題総合対策」 平成19年4月 柳川市教育委員会
- 「福岡県いじめ防止基本方針」 平成26年4月 福岡県
- 「柳川市いじめ防止基本方針」 平成29年12月